

**塩谷町**  
**介護予防・日常生活支援総合事業費**  
**単位数サービスコード表**  
**平成30年10月改定版**

総合事業は、市町村によってサービスコードや基準が異なります。

塩谷町内事業者が他区市町村の被保険者(住所地特例対象者を除く。)に対してサービスを提供した場合は、当該市町村の設定するサービスコードを使用します。逆に、塩谷町外の事業者が塩谷町の被保険者(住所地特例対象者を除く。)に対してサービスを提供した場合は、塩谷町のサービスコードを使用します。

<訪問型サービス>

- 1 訪問型サービス(独自)サービスコード表 (種別コード:A2)  
訪問型サービス相当事業者が使用します。

<通所型サービス>

- 2 通所型サービス(独自)サービスコード表 (種別コード:A6)  
通所型サービス相当事業者が使用します。

<介護予防ケアマネジメント>

地域包括支援センターが使用します。予防給付は給付のコードを使用してください。

訪問型サービス相当(みなし)サービスコード表(種類別コードA1)及び通所型サービス相当(みなし)サービスコード表(種類別コードA5)については、みなし期間終了のため、平成30年3月31日で使用が終了しています。

塩谷町 訪問型サービス費(独自)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位	
種類	項目					
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ	イ 訪問型サービス費(独自)(Ⅰ)	1,168	1月につき	
A2	1113	訪問型独自サービスⅠ・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		818
A2	1114	訪問型独自サービスⅠ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%		1,051
A2	1115	訪問型独自サービスⅠ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		736
A2	2111	訪問型独自サービスⅠ日割	事業対象者・要支援1・2(週1回程度) 1,168単位	38	1日につき	
A2	2113	訪問型独自サービスⅠ日割・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		27
A2	2114	訪問型独自サービスⅠ日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%		34
A2	2115	訪問型独自サービスⅠ日割・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		24
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費(独自)(Ⅱ)	2,335	1月につき	
A2	1213	訪問型独自サービスⅡ・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		1,635
A2	1214	訪問型独自サービスⅡ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%		2,102
A2	1215	訪問型独自サービスⅡ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		1,472
A2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割	事業対象者・要支援1・2(週2回程度) 77単位	77	1日につき	
A2	2213	訪問型独自サービスⅡ日割・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		54
A2	2214	訪問型独自サービスⅡ日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%		69
A2	2215	訪問型独自サービスⅡ日割・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		49
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費(独自)(Ⅲ)	3,704	1月につき	
A2	1323	訪問型独自サービスⅢ・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		2,593
A2	1324	訪問型独自サービスⅢ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%		3,334
A2	1325	訪問型独自サービスⅢ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		2,334
A2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度) 122単位	122	1日につき	
A2	2323	訪問型独自サービスⅢ日割・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		85
A2	2324	訪問型独自サービスⅢ日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%		110
A2	2325	訪問型独自サービスⅢ日割・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		77
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の10%加算	1月につき	
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の10%加算	1日につき	
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算	1月につき	
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の5%加算	1日につき	
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	子 初回加算	200単位加算	200	
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅰ	リ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位加算	100	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位加算	200	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の 137/1000 加算	1月につき	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の 100/1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の 55/1000 加算		
A2	6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の90%加算		
A2	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の80%加算		
A2	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ				

塩谷町 通所型サービス（独自）サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位		
種類	項目						
A6	1111 通所型独自サービス1	イ 通所型サービス費（独自）	事業対象者・要支援1	1,647単位	1,647	1月につき	
A6	1112 通所型独自サービス1日割			54単位	54	1日につき	
A6	1121 通所型独自サービス2		事業対象者・要支援2	3,377単位	3,377	1月につき	
A6	1122 通所型独自サービス2日割			111単位	111	1日につき	
A6	8110 通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者への提供加算	所定単位数の5%加算			1月につき	
A6	8111 通所型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の5%加算			1日につき	
A6	6109 通所型独自サービス若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算		240単位加算	240	1月につき	
A6	6105 通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス（独自）を行う場合	事業対象者・要支援1	376単位減算	-376		
A6	6106 通所型独自サービス同一建物減算2		事業対象者・要支援2	752単位減算	-752		
A6	5010 通所型独自生活上グループ活動加算	ロ 生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	100		
A6	5002 通所型独自サービス運動器機能向上加算	ハ 運動器機能向上加算		225単位加算	225		
A6	5003 通所型独自サービス栄養改善加算	ニ 栄養改善加算		150単位加算	150		
A6	5004 通所型独自サービス口腔機能向上加算	ホ 口腔機能向上加算		150単位加算	150		
A6	5006 通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ1	ヘ 選択的サービス複数実施加算	(1) 選択的サービス複数実施加算（Ⅰ）	運動器機能向上及び栄養改善	480単位加算		480
A6	5007 通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ2			運動器機能向上及び口腔機能向上	480単位加算		480
A6	5008 通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ3		栄養改善及び口腔機能向上		480単位加算		480
A6	5009 通所型独自複数サービス実施加算Ⅱ		(2) 選択的サービス複数実施加算（Ⅱ）	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上			700単位加算
A6	5005 通所型独自サービス事業所評価加算	ト 事業所評価加算		120単位加算	120		
A6	6107 通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ1	チ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	事業対象者・要支援1	72単位加算		72
A6	6108 通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ2			事業対象者・要支援2	144単位加算		144
A6	6101 通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ21		(2) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ	事業対象者・要支援1	48単位加算		48
A6	6102 通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ22			事業対象者・要支援2	96単位加算	96	
A6	6103 通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ1		(3) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	事業対象者・要支援1	24単位加算	24	
A6	6104 通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ2			事業対象者・要支援2	48単位加算	48	
A6	4002 通所型独自サービス生活機能向上連携加算1	リ 生活機能向上連携加算	200単位加算		200		
A6	4003 通所型独自サービス生活機能向上連携加算2		運動器機能向上加算を算定している場合		100単位加算	100	
A6	6201 通所型独自サービス栄養改善加算スクリーニング加算	ヌ 栄養スクリーニング加算（6月に1回を限度）		5単位加算	5	1回につき	
A6	6100 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ル 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位数の59/1000 加算			1月につき	
A6	6110 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位数の43/1000 加算				
A6	6111 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 所定単位数の23/1000 加算				
A6	6113 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） (3)で算定した単位数の 90%加算				
A6	6115 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(4) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ） (3)で算定した単位数の 80%加算				

定員超過の場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位		
種類	項目						
A6	8001 通所型独自サービス1・定超	イ 通所型サービス費（独自）	事業対象者・要支援1	1,647単位	定員超過の場合×70%	1,153	1月につき
A6	8002 通所型独自サービス1日割・定超			54単位		38	1日につき
A6	8011 通所型独自サービス2・定超		事業対象者・要支援2	3,377単位		2,364	1月につき
A6	8012 通所型独自サービス2日割・定超			111単位		78	1日につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位		
種類	項目						
A6	9001 通所型独自サービス1・人欠	イ 通所型サービス費（独自）	事業対象者・要支援1	1,647単位	看護・介護職員が欠員の場合×70%	1,153	1月につき
A6	9002 通所型独自サービス1日割・人欠			54単位		38	1日につき
A6	9011 通所型独自サービス2・人欠		事業対象者・要支援2	3,377単位		2,364	1月につき
A6	9012 通所型独自サービス2日割・人欠			111単位		78	1日につき

塩谷町 介護予防ケアマネジメントサービスコード表

AF介護予防ケアマネジメントサービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位
種類	項目						
AF	2111	介護予防ケアマネジメント	イ 介護予防ケアマネジメント	要支援1・2	430単位加算	430	1月につき
AF	4001	介護予防ケア初回加算	ロ 初回加算		300単位加算	300	
AF	6131	介護予防ケア小規模多機能型連携加算	ハ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算		300単位加算	300	

介護予防ケアマネジメント（事業対象者）

サービス内容略称		算定項目			合成単位数	算定単位
介護予防ケアマネジメント	イ 介護予防ケアマネジメント	事業対象者		430単位加算	430	1月につき
介護予防ケア初回加算	ロ 初回加算			300単位加算	300	
介護予防ケア小規模多機能型連携加算	ハ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算			300単位加算	300	